

## プラチナパートナー塾の認定基準

### 基本理念

英検プラチナパートナー塾とは、公益財団法人 日本英語検定協会（以下、英検協会）が掲げる「学習者の実用英語の習得に寄与する」という理念に賛同し、地域の子ども達の英語能力向上のために各教室と一丸となって取り組む学習塾と英検協会が結ぶ Platinum Partnership 制度のことです。

英検プラチナパートナー塾の認定は地域の子ども達の英語能力向上という理念を最も重視して行うものであり、英検プラチナパートナー塾への認定は、特定の塾・団体を協賛、賛助、援助、後援等するものではなく、また、地域の子ども達の英語能力向上という理念を除き、その思想・方針・経営理念等に賛同・同意することを意味しません。

### 英検関係の条件

- ・英検協会の理念及びプラチナパートナー塾の基本理念に賛同すること
- ・英検協会の「英検 ESG 祭り」等の施策の参加経験があること
- ・傘下の準会場において、1年以上の期間、検定料の支払い遅滞、誤申込みその他の不適切な試験実施がないこと
- ・登録している生徒数が1万人以上であること、又は英検協会が当該範囲について理念の達成に必要な生徒数を有すると認める場合
- ・各地域の英語教育について地域に発信するためのインフラを備えていること
- ・基本理念の実現に向け、英検プラチナパートナー塾相互の協力関係を期待できること
- ・他の英検プラチナパートナー塾と協力して英検協会からの業務・施策を遂行できること

### 一般的な条件

- ・法人格を有する学習塾であること
- ・信用情報調査における評価に問題が無いこと（帝国データバンクの調査においてはA評価以上）
- ・事業の内容が賭博、風俗、娯楽関係等の公序良俗に反していないこと
- ・役員、職員、顧客等を含め、反社会的勢力及び団体と現在過去含め関係がないこと
- ・これまで解散、破産手続の開始、民事再生、手形不渡り、差押、銀行取引停止等の信用情報がないこと
- ・これまで行政処分、公表、業務停止命令等の行政からのネガティブな処分がないこと
- ・法人またはその役員において法人の業務に関して刑事罰を受けたことがないこと
- ・情報管理措置が適切にとられていること
- ・その他、英検協会及びプラチナパートナー塾制度の理念に照らし、ふさわしくない事情がないこと

### 手続

- ・申請に対し各種条件をもとに外部の有識者が参加する英検プラチナパートナー塾選考委員会にて厳正なる審査の上、認定する
- ・英検協会は審査に際し、資料の提出、面談等を求めることがある
- ・審査内容、結果に関する問い合わせには一切回答しない
- ・この基準は変更・改定することがある